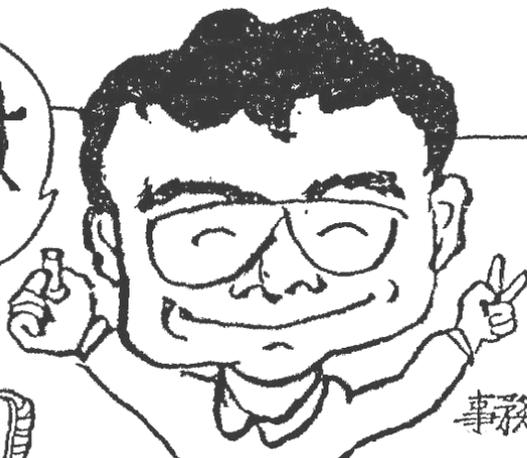


こんにちは

日本共産党  
県議会活動報告  
週刊ニュース

2013年4月21日 NO.754



さらけみひこ

吉良富彦です

事務所 吉良富彦事務所 855-9439 愛宕商店街  
議会控室 823-9524 県議会内

# 談合処分を短縮 「法令順守」後退

## 指名停止の影響 改善兆候を無視

4月12日、臨時議会に、知事は突然、談合処分の指名停止期間（6か月～14か月）を短縮すると報告しました。

その理由を「建設業は関連する分野が多くす野の広い産業だけに、37者のみならず、今回の談合に関与していない事業者、さらには建設業以外の事業者の従業員とご家族の生活への広範な影響が懸念される」からと述べています。

談合は独占禁止法に違反する犯罪です。事実上の税金の詐取でもあり、そのおこぼれが議員などに「献金」としてわたり、政治を献金者に都合良く回す事につながります。これらに対する社会の目は厳しく、それゆえに、独禁法に従って「指名停止処分」が下され、国土交通省で関与した副署長7名は、「懲戒免職処分」という大変重い厳正な処分を受けている

のです。昨年10月に国に準じて県も指名停止処分を行った時点から、違反した業者の経営が厳しくなり関連影響も出ることは予想され、それらへの対策を県としても取っています。

また、県自らが行ったアンケート結果を見ても、前回2月の時点よりも、影響は限定され、改善兆候が見られるにもかかわらず、それらを無視した今回の「短縮」は認められるものではありません。「赤信号、みんなで渡れば恐くない」「法令順守が後退、談合は許されるとの悪しき前例となる」という声が上がっています。

## 【上は処分以外の建設業者 下は建設業関連業者からの回答】

以下のアンケート結果は、要求したにも関わらず、当日、本会議での質問が終わるまで、議員にすら示されませんでした。県民には全く示されていません。

(3) 今回の指名停止措置に関して、これまでに受けた何らかの影響の有無

- ・81.2%が指名停止措置に関して「影響を受けていない」と回答…前回より4.3%増
- ・直接取引有りの事業者においても、50.8%が「影響を受けていない」…前回より7.3%増

今回調査

	大きな影響有り	多少一部影響有り	影響を受けていない	合計	
建設業者数	20	64	363	447	※無回答：7事業者
割合	4.5%	14.3%	81.2%		
割合の増減	Δ2.7	Δ1.6	+4.3		
(うち取引有)	16	44	62	122	※無回答：1事業者
割合	13.1%	36.1%	50.8%		
割合の増減	Δ6.0	Δ1.3	+7.3		

(2) 平成24年10月以降平成25年3月までの事業所の総売上とそれまでの比較  
※(うち取引有)は今回の指名停止措置を受けた建設業者と直接取引のある業者、以下同様

今回調査

- ・「変わらず」が67事業所で48.9%、「減少した」は50事業所で36.5%、「増加した」は20事業所で14.6%

	増加した	変わらず	減少した	合計	
業所数	20	67	50	137	※無回答：2事業者
割合	14.6%	48.9%	36.5%		
割合の増減	+4.4	+2.6	Δ7.0		
(うち取引有)	16	36	33	85	※無回答：1事業者
割合	18.8%	42.4%	38.8%		
割合の増減	+6.1	+1.7	Δ7.8		

**町内会総会**  
新年度に向けた総会などが目白押しですが、私の町内会も日曜日に開催しました。机には朝久万川ベリで摘まれたお花が飾られ、和気あいあいの雰囲気は町内会ならではですね。私も、会長4年目を仰せつかりました。よろしく、です。

**キラリンにゃんでも通信**

